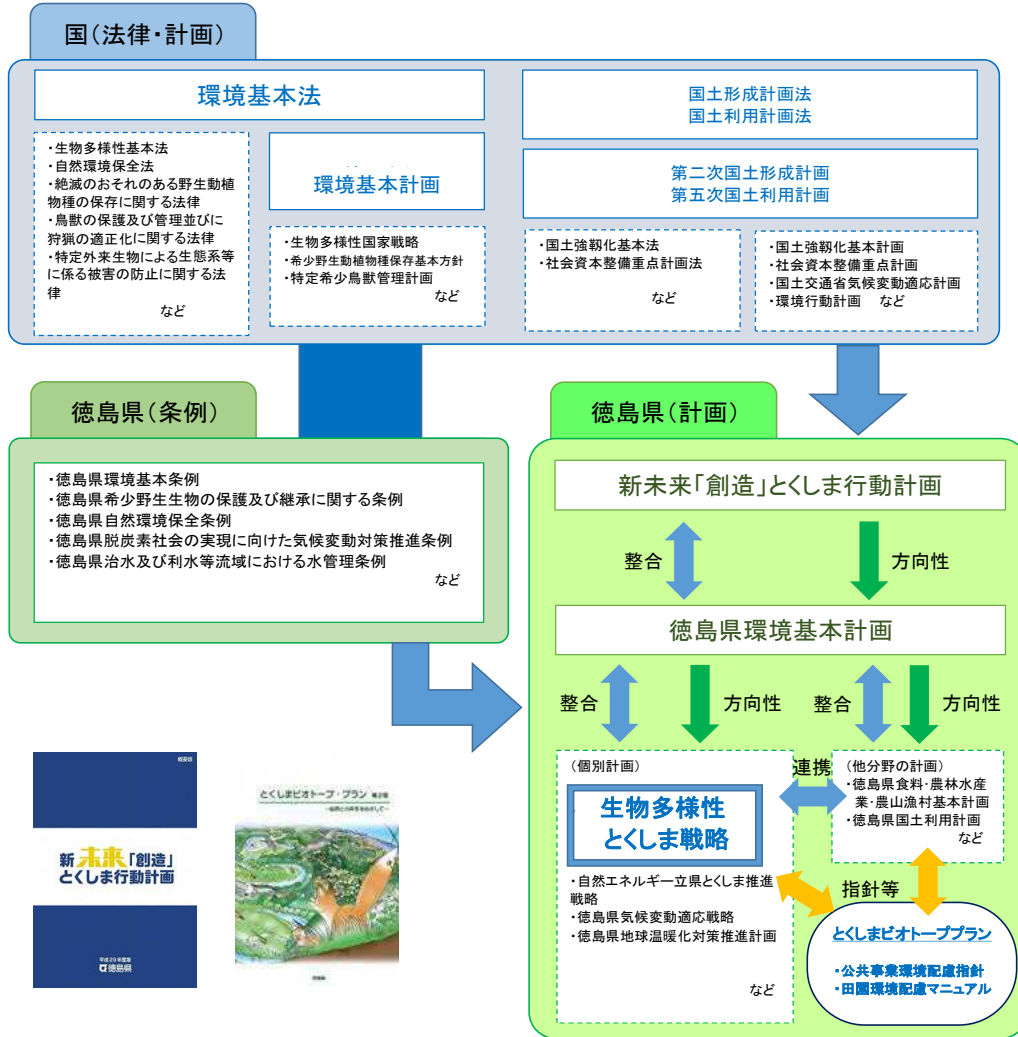


第5部 戦略（方向性及び目標）と達成に向けた行動計画

第1章 戦略の改定方針

1. 国の法律・計画、県の条例・計画との関係性



国の法律・計画と県の条例・計画との関係性

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくためには、生物多様性の保全とその持続可能な利用について、総合的な取り組みを長期的かつ計画的に推進しなければなりません。そのためには、県民が「豊かさとは何か」を考え、生態系サービスの恩恵を受けながら生活が成り立っていることについての理解を深める必要があります。県としては、この戦略を県民とともに推進していくことが重要です。

また、県は、「新未来「創造」とくしま行動計画」を県政運営の指針としており、その中には、生物多様性の保全や持続的な利活用の達成に関連する施策・事業も数多くありま

す。それらを相互に関連づけ、支えていくための枠組みが必要です。

「生物多様性とくしま戦略」は、生物多様性基本法第13条に基づき策定された、県の自然や社会特性を活かすための基本的かつ総合的な戦略です。

今回の改定による「生物多様性とくしま戦略2018-2023」では、2013年10月から5年間に推進してきた施策・事業をさらに展開させるとともに、第1部に記載した国の方針も踏まえてSDGsの理念についても取り入れていくこととします。

さらに、県が取り組む「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」、「徳島県地球温暖化対策推進計画」及び「徳島県気候変動対策適応戦略」、加えて「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に基づく取り組み等との整合を図りつつ、「エシカル（倫理的）消費」についても盛り込み、これら施策と連携して推進してゆくこととします。

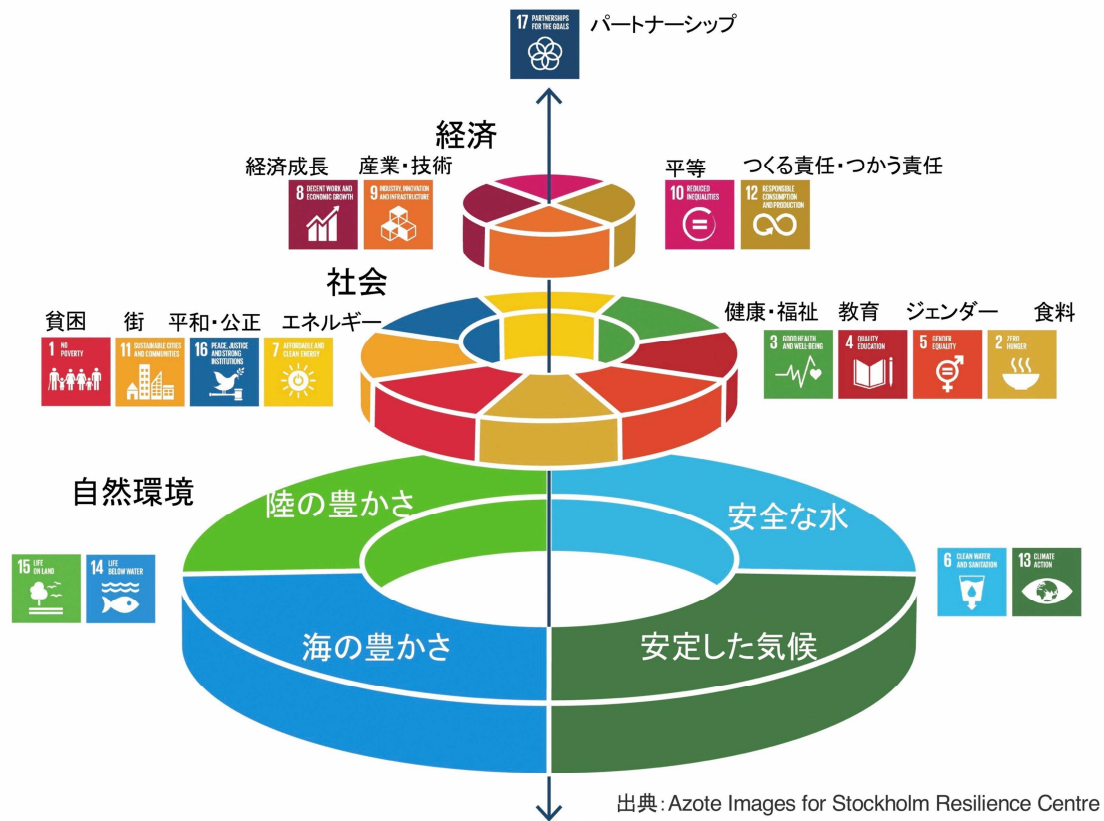
2. SDGs との関係性

生き物や生態系を守り活用してゆこうとする活動は、地域社会や国際社会で安心・安全に暮らしていけるようにしようとする活動と密接に関連しています。どのような活動も相互に関連し合っていることに気づくことで、誰もが参加しやすくなるでしょう。

SDGs（持続可能な開発のための目標）は、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境が不可分で統合されたものとして示されています。経済活動の発展と永続性は安定した社会によって担保され、持続可能な安定した社会は、良好な自然環境によって担保されているのです。経済や社会を支える基盤となるのが、豊かな陸の生態系、豊かな海の生態系、安全な水、そして安定した気候です。



SDGs: 17の持続可能な開発のための目標



SDGs のウェディングケーキ

「生物多様性とくしま戦略 2018-2023」は、経済・社会の基盤となる自然環境・生態系を保全・修復しながら、持続的に活用していくための方針を示すものです。このようなことから、生物多様性保全活動に参加することが、持続可能な開発のための目標とどのように関連するのかについても示すこととします。

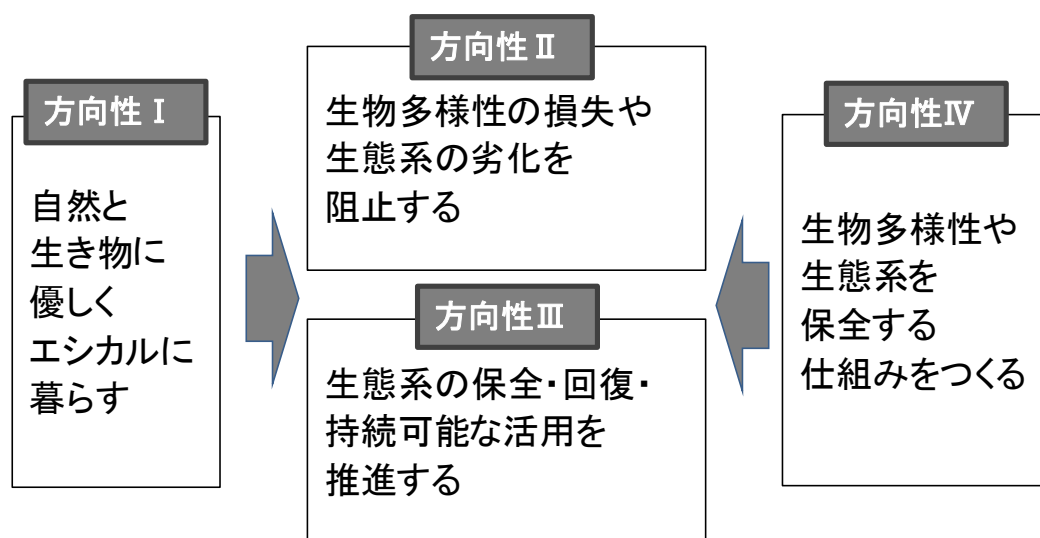
第2章 戦略の方向性と目標

1. 長期目標

生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会の実現

2. 4つの方向性と8つの目標

長期目標の実現に向けて、第4部で示された課題に対応していくための4つの方向性と、それを達成していくための8つの目標を定めます。



戦略の4つの方向性

方向性 I：自然と生き物に優しくエシカルに暮らす

【目標 1】自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成する

【目標 2】自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有する



方向性Ⅱ：生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する

【目標 3】 化学物質による自然への負荷を減らす

【目標 4】 外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による自然への負荷を減らす



方向性Ⅲ：生態系の保全・回復・持続可能な活用を推進する

【目標 5】 野生生物・生態系を守り、良好な生態系を増やす

【目標 6】 野生生物・生態系を適正に管理し、持続的に活用していく



方向性Ⅳ：生物多様性や生態系を保全する仕組みをつくる

【目標 7】 保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する

【目標 8】 継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる



第3章 行動計画

4つの方向性・8つの目標を達成するための具体的な行動計画、実施主体、行動計画の達成度を評価するための指標を以下に示します。行動計画に対する取り組み状況及び達成の度合いは、5年後に戦略を見直す前に外部者評価を受けることとします。

県の部局等については、以下のように示します。

【県環】 県民環境部

【セ】 とくしま生物多様性センター

【危機】 危機管理部

【農林】 農林水産部

【県土】 県土整備部

【南部】 南部総合県民局

【西部】 西部総合県民局

【教委】 教育委員会

方向性Ⅰ：自然と生き物に優しくエシカルに暮らす

●目標1 自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成する

□行動計画1 生物多様性リーダーの育成【県環、セ】

生物多様性ととくしま会議等との連携のもと、生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダーを育成します。また、農業など分野別に特化した生物多様性人材育成プログラムを検討していきます。育成した人材には活動の場を提供して、県とともに普及啓発を行っていただきます。

□行動計画2 生物多様性環境学習プログラムの推進【県環、セ、教委】

教育委員会や学校、また、NPO等との連携のもと、学校教育において生物多様性に関する環境学習プログラムを積極的に推進していきます。

□行動計画3 自然環境の保全活動を担う人材の育成【県環】

とくしま環境学講座の開催、エコみらいとくしまで実施する実践活動、登山マナーアップ・キャンペーン等、生涯教育を通じて、自然環境の保全活動に取り組む人を増やします。

□行動計画4 生物多様性の啓発・保全プログラムを実施できる団体の育成【県環】

生物多様性ととくしま会議等との連携のもと、生物多様性リーダー育成に係るプログラム

の基準、及び作成・運営方法についての情報を提供し、生物多様性の啓発・保全プログラムを作成・運営できる団体を育成します。

□行動計画5 野生鳥獣管理の担い手の育成【危機】

県猟友会等と連携しながら、新規狩猟者を確保しつつ野生鳥獣管理の担い手育成に努めます。

□行動計画6 協働活動や農林水産業に参画する多様な担い手の育成【農林】

ボランティアや企業・県民と協働した森林づくりや、農山漁村の保全活動を推進することにより、都市部住民やNPO法人等の多様な主体を育成します。

●目標2 自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有する

□行動計画7 市町村のための生物多様性地域戦略策定ガイドラインの作成と情報提供【県環】

生物多様性地域戦略は、県のみならず、市町村でも策定していく必要があります。そのため、県はガイドラインを作成し、市町村の地域戦略の策定を支援します。また、世界や全国での取り組みについて情報共有していけるよう、「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を促します。

□行動計画8 とくしま生物多様性センターのマネジメントによる情報共有の促進【県環、セ】

とくしま生物多様性センターは、NPO法人や民間団体のネットワーク組織である生物多様性とくしま会議と定期的に情報共有を図り、また、「とくしま生物多様性活動推進協議会」の事務局として、県、民間団体、民間事業者、大学など、関連組織・団体等との間での情報共有を促進し、協働活動をマネジメントします。そして、適宜、集積した情報や活動の成果等を県民に発信していきます。

□行動計画9 大学・研究機関等との連携による科学的知見の集積・共有【県環、セ】

とくしま生物多様性センターは、徳島県内外の大学、博物館、ネイチャーセンター等の研究・教育機関等と連携を図り、生物多様性に関する科学的知見や、自然・生き物と共生するための暮らし方等に関する専門的知見を集積・共有します。そして、暮らし方の見直しにつなげられるよう、適宜、県民に情報を発信していきます。

□行動計画10 自然環境保全活動やモニタリング調査等を行う団体に係る情報の共有【県環、セ】

自然環境保全活動やモニタリング調査等の活動を行う団体（地域の自治組織も含む）とその取組みを把握し、関連組織・団体等との間で情報共有します。

□行動計画 1 1 官民協働による指標生物調査の実施【県環】

NPO 法人や大学・博物館・ネイチャーセンター等との協働により、指標生物の生息・生育調査を行い、自然環境の状態を把握・診断して、県民等に発信します。

□行動計画 1 2 自然資源の管理に関する伝統的文化・技術の協働調査の実施【県環、セ】

大学や民間団体等と連携して自然資源の管理に関する伝統的文化・技術に係る調査を行い、後世へ保存・継承できるよう努めます。

方向性Ⅱ：生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する

●目標 3 化学物質による自然への負荷を減らす

□行動計画 1 3 県民の生活排水対策に向けた啓発・支援及び事業場排水の適正処理のための施策の実施【県土、県環】

県民の生活排水対策に向けた啓発・支援及び事業場排水の適正処理のための施策を実施し、県民の水質環境保全に関する意識向上に向けた啓発・指導・支援を行うことで、河川等の水質の維持・向上をめざします。

□行動計画 1 4 「とくしま生活排水処理構想 2 0 1 7」の推進【県土】

「とくしま生活排水処理構想 2 0 1 7」に基づき汚水処理施設の整備促進を図ることで、河川等の水質の維持・向上をめざします。

□行動計画 1 5 公共用水域等の水質測定調査の実施【国、県環、市町村】

毎年度、国、県、市町村と共同で、公共用水域及び地下水の水質測定を実施し、県民の水質への意識付けを図り、水質の維持・改善をめざします。

□行動計画 1 6 環境への負荷の少ない「持続性の高い農業」の推進【農林】

環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「エシカル農産物（GAP 認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物）」の生産拡大を図ることで、化学肥料や農薬等の使用を低減し、農業生産に伴う環境負荷を低減していきます。

□行動計画 1 7 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」の推進【県

環】

県民や事業者とともに脱炭素社会への動きを加速化することで、温暖化による自然への負荷を減らします。あわせて、気候変動に適応する社会の構築に努めます。

●目標4 外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による自然への負荷を減らす

□行動計画18 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の普及啓発【県環、セ】

「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」を公表し、生態系に悪影響を及ぼす可能性がある外来生物に関する情報を提供します。

□行動計画19 官民協働による侵略的外来種の発見と駆除活動の推進【県環、セ、県土、農林】

外来生物に関する生息状況を把握し、県民へ広く情報提供することで、防除対策に役立っています。また、必要に応じて、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき防除にあたる国に協力して、県民、事業者等との連携により防除対策を実施します。

□行動計画20 農林水産物への鳥獣被害防止対策の推進【農林、危機】

「徳島県鳥獣被害防止センター」が中心となり、農林水産物への鳥獣被害に係る総合的な対策を推進します。

□行動計画21 「徳島県特定鳥獣適正管理計画」に基づく野生鳥獣の適正管理の推進【農林、危機】

平成28年度に策定した適正管理計画に基づき、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの適正管理を継続的に推進し、地域と連携して農林水産業への被害を軽減します。

「農林業被害対策」については、新たな防除技術を取り入れながら、集落ぐるみの総合的な対策を進めていきます。また、水産業に被害を与えるカワウの被害対策については、関西広域連合や関係他県との連携により、新たに捕獲や防除手法の検討を行うなど、被害の軽減等を研究します。

方向性Ⅲ：生態系の保全・回復・持続可能な活用を推進する

●目標5 野生生物・生態系を守り、良好な生態系を増やす

□行動計画22 「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」の推進【県環】

希少野生生物保護検討委員会を継続的に開催し、指定希少野生生物や希少野生生物保護区の追加指定及び管理方針に関する研究や検討を行います。

□行動計画23 絶滅危惧種の保護・増殖に向けた定期的見直しの実施【県環】

希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版レッドリストの見直しについて、調査・検討を進めます。また、徳島県版レッドリストについて、県民への周知に努めて適切な保護につなげます。

□行動計画24 希少野生生物の生息区域外での保全に係るモデル的取り組みの実施【農林、危機、県環】

カワバタモロコやオヤニラミのように、生息区域の環境悪化のため絶滅の危険性が高い希少野生生物を生息区域外で保全し、生息地の環境改善が図られた後、本来の生息地に戻すような取り組みの効果を実証し、推進していきます。

□行動計画25 ニホンカモシカ調査の実施【教委】

国の特別天然記念物であるニホンカモシカの生息調査を、文化庁の指導を受けながら継続的に行っていきます。

□行動計画26 ツキノワグマの生息調査の実施及び保護・増殖対策の検討【危機、セ】

県内外の研究機関やNPO法人等と連携し、ツキノワグマの分布範囲などの生態調査を継続するとともに、保護・増殖対策について検討します。

□行動計画27 県産郷土作物等の品種の調査・資源の保存【農林、県環】

地域固有の風土や自然環境と結びついた郷土品種の調査を行うとともに、県産郷土作物等の遺伝資源の保存及びこれら新品種の育成と新たな用途開発による需要の掘り起こしを推進します。

□行動計画28 剣山周辺の良い生態系の保全と再生【県環、西部】

剣山地域ニホンジカ被害対策協議会と協働で防護柵設置等の施設管理を継続し、剣山国定公園内での希少野生植物へのニホンジカの食害対策を推進します。また、国やNPO法人等との協働で樹木ガードを設置し、植生の保護に努めます。

□行動計画29 四国山系のコリドーネットワークづくりの検討【国、危機】

国・県指定鳥獣保護区、緑の回廊に加えて、指定猟法禁止区域の指定により、希少な野生動物の生育・生息地の保護に努めます。

□行動計画30 自然公園地域のモニタリング調査や保護活動の推進【県環】

公園監視団体（NPO法人）と連携して、自然公園監視員による監視・指導を行い、違法行為や自然災害の早期発見に努めて、自然公園地域の環境保全を図ります。

□行動計画31 里海づくりの推進【農林、県環】

瀬戸内法に基づき、内海の環境保全に努めるとともに、NPO法人等との協働により流域単位で森林から海まで一体となった里海づくりの活動に取り組みます。

□行動計画32 海洋保護区の検討【農林、県環】

国が策定した海洋生物多様性保全戦略の視点に立ち、海洋保護区の設定について研究・検討を行います。

□行動計画33 「とくしま生態系レッドリスト」の作成と活用【県環】

県内に残存する貴重な生態系とその地域を選定し、「とくしま生態系レッドリスト」として県民へ公表するとともに、適切に保全していくために必要な枠組みについて研究・検討を行います。

□行動計画34 奥地の水源地や景観及び自然環境の保全を図るための保安林指定の推進【農林】

引き続き、森林所有者の理解を得ながら、奥地の水源地や景観及び自然環境の保全を図るための、保安林指定を推進します。

□行動計画35 剣山頂上部の植生の保護と再生【県環、西部】

剣山頂上付近の植生を登山客による踏みつけから守るため木道の維持管理を行うとともに、NPO法人等との協働で踏みつけ等により劣化した植生の再生を図り、継続的にモニタリングしてゆきます。

□行動計画36 とくしまビオトープ・プランの推進【県環】

剣山系を中心に、良好な生態系が残された核となる地域を保護区とし、その周辺に良好な生態系を復元・創出することでその面積を拡大し、ビオトープ・ネットワークを強化してゆけるよう検討します。

□行動計画37 高丸山千年の森づくりをモデルとした自然再生型植栽の推進【農林】

森林を皆伐する時に高木性の広葉樹をできるだけ残し、自然撒種更新を図るとともに、地元産の種子を育苗した植栽を推進します。

□行動計画 3 8 「健全で豊かな森林」をつくるための造林や間伐の実施、針広混交林等への誘導【南部】

みなみから届ける環づくり会議と連携し、地元、那賀町内の学校を対象とした環境教育を継続し、ヤマザクラ・コナラなどの在来植生の森林整備を推進します。

□行動計画 3 9 森林資源モニタリング調査を活用した地域森林計画による森林整備【農林】

森林資源モニタリング調査を基に流域毎に地域森林計画を策定し、徳島県の森林関連施策の方向や地域的な特性に応じた森林整備と保全の目標を策定します。

□行動計画 4 0 間伐等による健全な森林の整備【農林】

間伐や針広混交林・複層林への誘導、広葉樹林の整備を推進し、健全な森林の面積を増加させます。

□行動計画 4 1 耕作放棄地の再生・有効活用【農林】

耕作放棄地の解消に努め、農地の有効活用による生産性の向上、及び農業景観の保全につなげます。

□行動計画 4 2 魚道整備・修繕、スリット式ダム整備の検討・推進【農林、県土】

魚類等の移動がダムや堰等で阻害されている河川等については、魚道の設置やスリット式ダムの整備を検討し、魚類等が生息しやすい河川に修復するよう努めます。

□行動計画 4 3 干潟・藻場の保全実現に向けた推進【農林、県土】

「徳島県公共事業環境配慮指針」に基づき環境への影響を回避し、低減することを優先します。また、影響回避が困難な場合は、開発行為により失われた干潟や藻場の代償措置を推進します。加えて水産資源の増大と水質環境の改善を図るため、藻場造成事業の推進に努めます。

●目標 6 野生生物・生態系を適正に管理し、持続的に活用していく

□行動計画 4 4 産官連携による竹林管理の推進【南部】

「けんなん・たけのこアカデミー」を主体として、関係機関との連携による竹林整備及び竹材の有効利用を図り、竹林の再生と拡大防止に努めます。

□行動計画 4 5 グリーンインフラとしての生態系活用に係る検討【県環、県土、農林】

「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」では、流域において生態系を有する

洪水等及び津波による浸水被害を防止することを目指しています。また、気候変動に伴う洪水災害等の頻発・激甚化への適応策として、農地や森林等の生態系が持つ水源涵養機能を活用することが目指されています。生態系を、防災・減災のためのグリーンインフラとして活用していくことの必要性や重要性について啓発してゆくとともに、それを実践するための方法について調査・検討などの必要な支援を行います。

□行動計画46 森林資源の積極的な活用を図る「林業プロジェクト」の推進【農林】

「徳島県豊かな森林を守る条例」や「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、森林の適正な管理や木材生産、県民による県産材の積極的な利用を促進します。

□行動計画47 「エネルギーの地産地消」の推進【農林】

豊富な森林資源を利用した木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギー利用に関する啓発を行い、エネルギーの地産地消を促進します。

□行動計画48 適正な養殖漁場の環境管理の推進【農林】

「持続的養殖生産確保法」に基づく「漁場改善計画」の策定支援を行うとともに、「徳島県魚類養殖指導方針」に基づく養殖漁場の環境管理の適正化を推進します。

□行動計画49 資源管理計画の策定推進【農林】

「徳島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」及び「徳島県資源管理指針」に基づき、水産研究課を中心として資源調査体制を維持し、資源状況の把握に努めるとともに、資源管理計画の策定を推進します。

方向性Ⅳ：生物多様性や生態系を保全する仕組みをつくる

●目標7 保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する

□行動計画50 「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づく自然環境に配慮した公共事業の推進【県土、農林】

生態系の改変を伴う公共事業については、「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づき、自然環境への配慮した工事を行っています。今後も、自然環境に配慮して公共事業を進めるとともに、委員会等での外部評価を行います。

□行動計画51 土地利用と良好な生態系の保全との両立【県環】

自然エネルギーの利用など、各種事業の実施に伴う土地利用と生態系・生物多様性の保

全との間での両立を図るための調整が必要となることがあります。このため、事業者には各種法令に基づく手続きの着実な実施を求めるとともに、県としては生物多様性や生態系の保全の側面からの配慮のあり方について検討していきます。

□行動計画 5 2 事業者等の生物多様性保全に係る取り組みを評価認証する制度の創設【県環】

とくしま生物多様性活動推進協議会とともに、事業者を対象に、生物多様性保全に係る取り組みの度合いを評価して認証する「生物多様性活動認証制度（仮称）」を創設して運用していきます。

□行動計画 5 3 関西広域連合による連携を視野に入れた生物多様性や生態系の保全に配慮した農産物の流通拡大の仕組みづくりの検討・推進【県環】

生物多様性や生態系の保全に配慮した農業からの農作物の供給を受け、取り組みを推進するためには、恩恵を消費する都市部からの理解と支援が必要です。関西広域連合との連携を視野にいれた仕組みづくりを検討します。

□行動計画 5 4 エシカル農産物認証制度の推進【農林】

環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「エシカル農産物」の生産拡大を図るため、とくしま安²GAP認証制度、エコファーマー制度、有機JAS認証の取得を推進します。

●目標 8 継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる

□行動計画 5 5 森林の二酸化炭素吸収量を活かした排出量取引制度の推進【農林】

森林整備等を推進するために、カーボンオフセット等の制度を活用できるよう仕組みづくりを行ってゆきます。

□行動計画 5 6 外部資金による生物多様性や生態系保全活動の推進【県環】

とくしま生物多様性推進協議会と連携し、民間団体が外部資金を導入して行う、生物多様性や生態系の保全に向けた活動を促進するための仕組みを検討します。

第4章 重点プロジェクト

行動計画として示された事業の実施方針の中で、重点的に実施すべき事項を重点プロジェクトと定め、着実に推進していきます。

I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす

(1) 自然と生き物に優しい、エシカルな消費・暮らしの提案

民間団体や研究・教育機関等と連携して、生物多様性・生態系の保全に必要な科学的知見や、生物多様性・生態系を持続的に活用していくための暮らし方に関する専門的知識を広く収集します。そして、SDGs の考え方や自然と生き物に優しいエシカルな暮らし方が県民に浸透するよう、シンポジウムやフォーラム、消費者大学校大学院等を継続的に開催して、それら情報を発信・共有していきます。

(2) 生物多様性リーダーの継続的な育成と活躍の場づくり

生物多様性を広く普及・浸透させ、生物多様性とくしま戦略を着実に実施していくためには、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。そのため、県は、これまで、「生物多様性とくしま会議」が実施している「勝浦川流域フィールド講座」で学んだ県民から、2017年度末までに54人の「生物多様性リーダー」又は「生物多様性アドバンスリーダー」として認定しました。

今後も、生物多様性とくしま会議による取り組みの支援や民間団体等による新たな講座の開設の支援、また、本県で実施している自然環境教育の仕組みを活用し再構築することで、より多くの県民が、より多様な分野で活躍できるよう、「生物多様性リーダー」を育成し、そして、生物多様性に配慮した暮らしの提案等を行っていただける、活躍の場を提供していきます。

II 生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する

(3) 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表と外来種のモデル的な駆除の実施

「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」を公表し、外来種による生態系への影響について周知・啓発を行うとともに、国、市町村、県民、事業者等と連携して、外来種の駆除活動をモデル的に実施します。

(4) 自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系の保全への配慮のあり方についての検討

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づき、県民や事業者と

ともに脱炭素社会への動きを加速化することで、温暖化による自然環境への負荷を減らします。一方、そのためには、自然エネルギーの利用を促進していくことが必要であり、土地利用と生物多様性や生態系の保全との間で両立を図るための調整が必要となる場合があります。社会的合意形成の観点から無用な対立を回避し、効率的かつ円滑に事業を進めていただくため、事業者には各種法令に基づく手続きの着実な実施を求めるとともに、県としては、今後、生物多様性や生態系の保全の立場から配慮が必要な区域やその提示の仕方など、配慮方針のあり方を示していきます。

Ⅲ 生態系の保全・回復・持続可能な活用を推進する

(5) 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表とそれに基づく貴重な生態系の保全・活用方針の検討

「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」を公表し、県内における特に貴重な生態系について情報発信を行います。それらの生態系は、エコツーリズム等をとおして地域創生の資源としての活用が期待できます。これからの生態系の保全に向けた取り組みに役立てるとともに、関西広域連合で進められているエコツーリズム開発とも連携して、持続可能な活用方針を検討します。

(6) 生態系を活用した減災・防災（Eco-DRR）のあり方についての検討

「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」や「徳島県気候変動適応戦略」の推進においては、気候変動に伴う洪水災害等の頻発・激甚化への適応策として、農地や森林等の生態系が持つ水源涵養機能の活用を図ることとしています。そして、条例では「農地、森林その他の雨水を浸透させ、保持する機能を有する土地並びに当該機能の保全のために必要な事項を明らかにするものとする」としています。このため、本県では、環境省の「地域適応コンソーシアム事業」を活用して、現在、1)本県の降雨パターン変化の詳細予測と氾濫リスク評価、2)本県の農地・森林生態系が持つ洪水調節能力の定量的評価（農地の洪水貯留機能の評価手法の開発を伴う）、3)本県の水田等を利用するナベヅル等、希少野生生物への影響評価を行うとともに、農地機能の保全と希少野生生物の保護との関連性を明らかにすること、そして、4)流域治水に向けたステークホルダー（農家、自治体、消費者等）の意識調査等が現在進められています。2019年度まで実施されるこの調査の結果を活用し、生態系を活用した減災・防災の推進のあり方についての検討を進めます。

Ⅳ 生物多様性や生態系を保全する仕組みをつくる

(7) 事業者等の生物多様性や生態系の保全への取り組みに関する認証制度の創設

生産の過程やサプライチェーンをとおして、生物多様性や生態系の持続的利用に貢献し

ようとする事業者がありますが、そうした行為や情報については、消費者に届きにくいのが現状です。そこで、とくしま生物多様性活動推進協議会と連携して企業等の事業者による生物多様性や生態系の保全に係る取り組みを評価して、認証する、「生物多様性活動認証制度（仮称）」の創設を図ります。また、認証された事業者へのインセンティブとして、消費者等にアピールする手法についても検討して導入を図ります。「認証制度」を通じたエシカル消費の促進は、SDGs の考え方にも合致します。

（８）生物多様性の保全活動を推進・継続するための資金調達のあり方に関する検討

とくしま生物多様性活動推進協議会との連携により、クラウドファンディングやインフラ投資等の活用など、生物多様性の保全活動を推進・継続していくための民間資金の活用について、その手法を検討していきます。

第5章 県民・事業者・他の行政機関及び教育機関等との協働による推進体制

1. それぞれの主体に求められる役割

【県民】

県民は、本県のすばらしい自然環境が育む生態系サービスを次世代に引き継ぐため、生物多様性の理解を深めるとともに、自然の恵みを持続的に活かしていくライフスタイルを確立する必要があります。

【事業者】

事業者には、事業活動に伴い発生する生物多様性や生態学の保全に対する負荷を可能な限り減らす取組みを実行するとともに、社会貢献活動としての他社が行う活動への支援など、地域社会の一員としての役割を果たすことが期待されます。

【県】

県は、国・市町村等・近隣府県などの他の行政機関との連携・調整を図りながら、「生物多様性とくしま戦略」の施策を推進します。また、県民・事業者・NPO法人への生物多様性保全の情報発信等を通じて、各種活動を支援する制度の積極的な活用を図ります。とくしま生物多様性センターは、情報共有や活動促進のためのマネジメントを担います。

【関係団体】

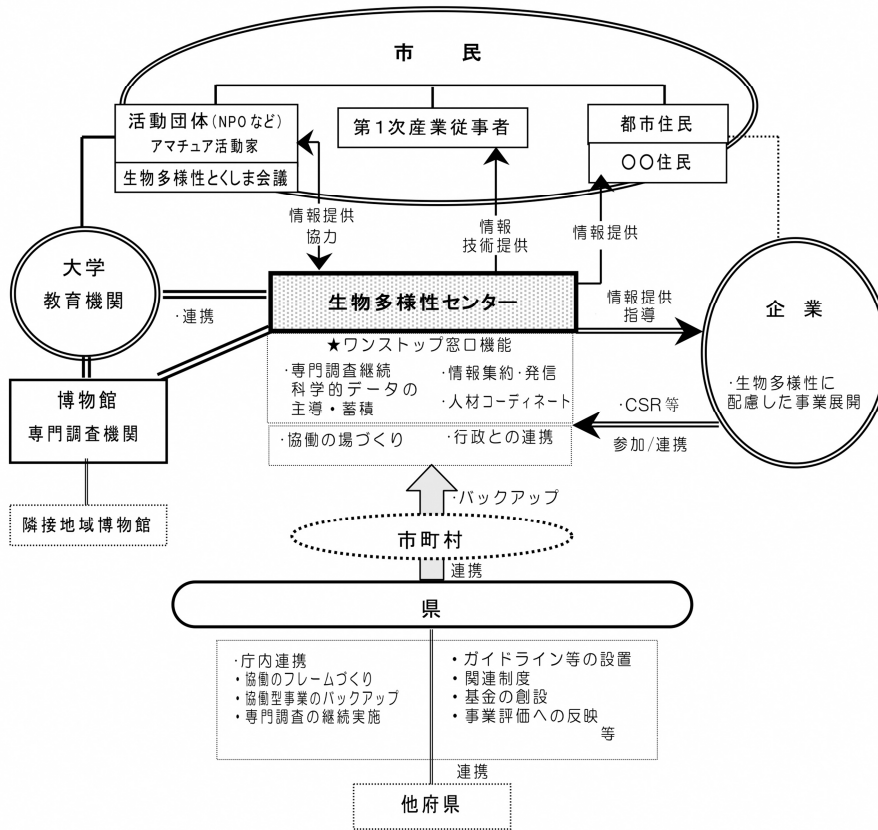
NPO法人等の環境保全活動に取り組む団体には、団体間相互の連携をさらに深め、生物多様性保全のための活動を牽引するリーダーとしての役割を果たすことが期待されます。また、行政・事業者・教育機関等と連携しながら、新たに生物多様性の保全に取り組む人材の育成や徳島県内外の他の団体との広域的なネットワークを構築し、活動を広げていくことが期待されます。

【教育機関等】

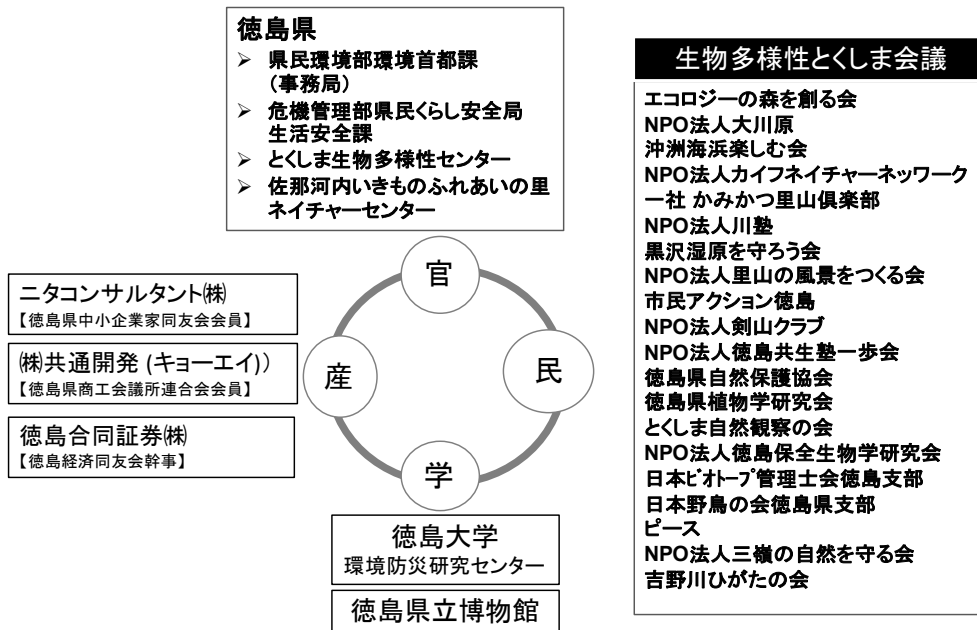
教育機関や研究機関には、生物多様性の現状や保全・活用のための理論や技術に関わる科学的な根拠を集積し、相互間での人材・情報の共有に努めることが期待されます。

2. 推進体制

県は、主体間の交流・活動に係る情報共有や情報発信、人材の結び付きや相互間の交流を推進するため、2015年、「とくしま生物多様性センター」を設置し、また、2016年には生物多様性とくしま会議と「とくしま生物多様性活動推進協議会」を設立しています。「とくしま生物多様性活動推進協議会」には、産学官民を結びつけ、活動を広げていくためのハブ組織として機能することが期待されます。県は、関係団体とともに事務局を担っています。



推進体制の構築方針



とくしま生物多様性活動推進協議会

第6章 進捗管理と戦略・計画の見直し

「生物多様性とくしま戦略 2018-2023」による戦略の期間は、2018年10月から5か年とし、順応的に推進することとします。そのため、PDCAサイクルによる進捗管理を行うこととし、毎年、状況は、適宜、「生物多様性とくしま会議」や「とくしま生物多様性活動推進協議会」と情報共有を図りながら、必要に応じて改善策の検討を行います。

本戦略の改定等については、徳島県環境審議会に諮問し、意見を求めることとします。その際、自然環境部会に「生物多様性とくしま戦略検討小委員会」を設置します。同小委員会は、個々の行動計画の達成状況について外部評価を行うとともに、課題を整理して、戦略の改定方針について意見をまとめ、自然環境部会に提案します。戦略の改定作業は、本戦略の期間が満了する概ね一年半前をめどに着手し、多くの方々の意見を反映させることに努めます。

「生物多様性とくしま戦略 2018-2023」の参考評価指標

4つの方向性		行動計画	ページ	現状	達成目標
8つの目標					
戦略の進捗評価における参考指標				(H27)	(H32)
I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす					
1 自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成する					
	生物多様性アドバンスリーダーの育成数	1	67	-	15人
	「生物多様性」の県民への浸透度	3	67	-	33%
2 自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有する					
	生物多様性に関する市町村との情報共有会の開催（年間）	7	68	-	1回
	生物多様性の保全に取り組む団体との情報交換会の開催（年間）	8	68	-	1回
	大学等専門機関との連携による生物多様性情報の共有（年間）	9	68	-	1回
II 生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する					
3 化学物質による自然界への負荷を減らす					
	汚水処理人口普及率	14	69	59%	68%
	エシカル農産物の栽培面積（累計）	16	69	1,370ha (H28)	1,550ha
4 外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による自然への負荷を減らす					
	ニホンジカ捕獲頭数（年間）	21	70	6,321頭	ワーキング会議で決定
	イノシシ捕獲頭数（年間）	21	70	6,009頭	ワーキング会議で決定
	「鳥獣被害情報システム」を活用した集落数	21	70	-	35集落
III 生態系の保全・回復・持続可能な活用を推進する					
5 野生生物・生態系を守り、良好な生態系を増やす					
	保安林指定面積（民有林）（累計）	34	72	97,517ha	98,500ha
	針広混交林・複層林の誘導面積（累計）	40	73	22,367ha	26,000ha
	藻場造成箇所数（累計）	43	73	18箇所	28箇所
6 野生生物・生態系を適正に管理し、持続的に活用していく					
	防災・減災のためのグリーンインフラとしての生態系の活用	45	73	-	調査・検討
	木質バイオマスの供給量	47	74	52千t	149千t
IV 生物多様性や生態系を保全する仕組みをつくる					
7 保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する					
	自然環境調査に基づく事業計画策定地区数（累計）	50	74	54地区	64地区
	生物多様性活動認証制度の創設	52	75	-	創設
	エシカル農産物の栽培面積（累計）（再掲）	54	75	1,370ha (H28)	1,550ha
8 継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる					
	カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数（累計）	55	75	¹²³ 企業・団体	¹⁵⁰ 企業・団体
	個人寄附金による森づくり箇所数（累計）	55	75	15箇所	20箇所